

**鯖江市文化センター
指定管理者候補者募集要項**

令和7年9月

**鯖江市教育委員会
文化課**

鯖江市文化センター指定管理者候補者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および鯖江市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年鯖江市条例第12号）第2条の規定により、鯖江市文化センター（以下「文化センター」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）の候補者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 鯖江市文化センター

(2) 所在地 鯖江市東鯖江3丁目7番1号

(3) 施設の概要

竣工時期 昭和54年3月建築、令和3年2月改修

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地下1階、地上4階

敷地面積 6,400㎡

建物面積 2,900.98㎡

延床面積 5,871.82㎡

施設内容

文化センター 1階 813席（車椅子席9席を含む）

ホワイエ 楽屋5室

練習室3室 事務室他

2階 204席 視聴覚室・和室・実習室・研修室・談話コーナー他

3階 講堂・図書室兼会議室・投光室・映写室・展示コーナー他

4階 冷暖房装置、電気関係設備

地階 オーケストラピット トイレ他

関係者用駐車場 566.84㎡

駐輪場 1棟

(4) 施設の設置目的

市民の文化および教養の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目指しています。

2 申請ができる者の資格

(1) 応募の資格

応募することができるのは、福井県内に主たる事務所を有する者で、指定期間中安全かつ円滑に文化センターの運営・管理を行うことができる法人その他の団体です。複数の法人その他の団体による申請も可能ですが、この場合において、代表団体および構成団体は、全て福井県内に主たる事務所を有することが必要です。また、代表団体を定め各団体の担当役割を明確にしてください。なお、代表団体および構成団体を変更することは原則として認めません。

なお、ここでいう法人とは、法人市民税の事務所開設届を所在地の市町に提出しているものをいい、法人格のない団体にあつては、団体事務所の所在地で判断することとします。

(2) 応募の制限

法人その他の団体またはその代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができません。

① 法律行為を行う能力を有しない者

- ② 破産者で（破産手続き開始の決定を受けて）復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 本市から地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、取消しの日から1年を経過しない者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税を滞納している者
- ⑦ 集团的または常習的に暴力的不正行為を行う、または行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。）
- ⑧ 不正の利益を図る等の目的により、暴力団または暴力団関係者を使用した者
- ⑨ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団関係者に対し、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えた者
- ⑩ 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者
- ⑪ その他施設の管理運営を行うにふさわしくない者

3 公募期間およびスケジュール

(1) 募集要項の配布

配布期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

配布場所・方法

鯖江市教育委員会文化課（鯖江市まなべの館内）、鯖江市文化センター、鯖江市公式ホームページ

(2) 申請の受付

受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

受付場所

鯖江市教育委員会文化課（鯖江市まなべの館内）

提出方法

持参または郵送とします。郵送の場合は書留とし、令和7年9月30日（火）午後5時必着とします。

(3) 募集要項に関する質問の受付等

受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火）

受付方法 「鯖江市文化センター指定管理者候補募集要項等に対する質問書（別紙3）」により鯖江市教育委員会文化課（鯖江市まなべの館内）に提出することができます。

（持参、郵送、FAXまたは電子メール可）

回答方法 質問者に対して電子メール、郵送またはFAXにより、令和7年9月24日（水）までに回答します。

なお、鯖江市公式ホームページにも掲載します。

(4) 現地説明会

開催日時 令和7年9月10日(水) 午前10時～11時
開催場所 鯖江市東鯖江3丁目7番1号 鯖江市文化センター
出席申込締切
令和7年9月8日(月)
※電話等で文化課まで御連絡ください。

(5) プレゼンテーション(予定)

開催日時 令和7年10月14日(火) 午後1時30分～
開催場所 鯖江市教育委員会文化課(鯖江市まなべの館内)

(6) 選定結果の通知等

選定結果の通知 令和7年11月上旬を予定
選定議案の提出 令和7年12月議会を予定
指定の通知 令和7年12月下旬を予定

4 申請に必要な書類

(1) 応募書類

① 申請に当たっては、以下の書類等を教育委員会に提出してください。

(法人の場合)

ア 鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)

イ 鯖江市公の施設事業計画書(様式第2号)

ウ 当該施設の管理に関する業務についての指定期間内の年度ごとの収支計画書および指定期間内の合計の収支計画書(様式第3号および第4号)

エ 法人の経営状況等を説明する書類

(ア) 前事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

(イ) 前事業年度の貸借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

(ウ) 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている法人および新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する法人のみ)オ 法人の現役員等の氏名(フリガナ)、生年月日および住所を記載した書類

カ 法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に交付されたもの)

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ク 直近の事業年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書(未納がないことを確認できるもの)または、納税義務がない旨およびその理由を記載した書類

ケ 印鑑証明書

コ 営業許可・認可等の証明書

サ 法人またはその代表者が応募の制限(本要項2(2))に該当しないことを明らかにする書類(申立書)

シ 法人の就業規則および会計規則

ス その他教育委員会が特に必要と認める書類（法人以外の団体の場合）

ア 鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 鯖江市公の施設事業計画書（様式第2号）

ウ 当該施設の管理に関する業務についての指定期間内の年度ごとの収支計画書および指定期間内の合計の収支計画書（様式第3号および第4号）

エ 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類

オ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の収支決算書

カ 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類

キ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

ク 団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類

ケ 直近の事業年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）または、納税義務がない旨およびその理由を記載した書類

コ 代表者の本籍地の市町村が発行する身分証明書

サ 団体またはその代表者が応募の制限（本要項2（2））に該当しないことを明らかにする書類（申立書）

シ 団体の現役員等の氏名（フリガナ）、生年月日および住所を記載した書類

ス 団体の就業規則および会計規則

セ その他教育委員会が特に必要と認める書類

② 提出部数13部（原本1部、写し12部）

（2）留意事項

① 提出された申請書類は返却いたしません。また、当該事項の著作権は、作成団体に帰属しますが、市民等への説明責任を果たす観点から必要に応じて当該事項の一部または全部を公開する場合があります。

② 申請の撤回および申請書類の修正は、原則として認められません。

③ 申請に係る費用は、応募者の負担とします。

④ 選定結果については、公表します。

⑤ 提出書類は、原則A4版縦型とします。

5 審査および選定基準

（1）指定管理者選定委員会にて、提出された申請書等により書類審査、プレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を決定します。

プレゼンテーションは、1事業者につき20分以内とし、提出のあった書類に沿って行い、その後質疑応答を行います。市においてパソコン、プロジェクタおよびスクリーンを用意できますので、事前に御相談ください。なお、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

（2）選定基準

① 市民の平等な利用が図られること。

② 文化センターの効用を最大限に発揮するものであること。

③ 文化センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

④ 文化センターの管理および運営を安定して行う人員および資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。

○選定基準ごとの審査の観点および配点

選定基準	審査の観点	配点ウエイト
市民の平等な利用が図られること。	○市民の平等利用の確保	確保できないものは失格
文化センターの効用を最大限発揮するものであること。	○施設の設置目的との適合性 ○文化事業が質・量ともに充実していること。 ○市民参加型や地元芸術家育成のための魅力的な企画事業等が盛り込まれていること。 ○利用者に対するサービス向上の取組 ○利用促進および利用者増への取組 ○利用者の意見の反映への取組 ○事業に関する情報発信の取組 ○市や文化団体との連携の取組 ○事業計画書に記載された内容の実現性	45
文化センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	○当該施設の管理運営にかかる経費 ※ 当該提案者の点数 = $25 \times ② / ①$ ① は当該申請者の提示額 ② は最も低額の提示を行った申請者の提示額	25
文化センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。	○申請者の実績 ○人的能力（管理運営組織、人員配置等） ○物的能力（収支計画、資金調達、危機管理対応等） ○申請者の安定性および信頼性（財務状況、内部管理・内部監査体制等） ○事業運営の公平性や業務全般に対する取組姿勢	30
計		100

6 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後10時まで

「鯖江市公の施設事業計画(様式第2号)」において、開館時間の延長を提案するこ

とができます。

※開館の延長等を実施する場合には、教育委員会の承諾を得る必要があります。

(2) 休館日

毎週火曜日（祝日の場合は、その翌平日）

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※休館日の変更をする場合には、教育委員会の承認を得る必要があります。

(3) 関係法令の遵守

施設を運営していく上で遵守すべき法令等（地方自治法、関係条例および規則等、その他の関係法令）を遵守し、適正に文化センターの維持・管理、運営を行うこと。

(4) 個人情報

指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報については適正に取り扱ってください（別紙4 個人情報取扱特記事項参照）。

(5) 使用の制限等

鯖江市文化センターの設置および管理に関する条例(昭和54年鯖江市条例第2号)の規定に基づき、使用の許可をしないことまたは使用の許可を取り消し、使用の方法を制限し、もしくは使用の停止を命じることができます。

(6) 利用料金減免の基準

指定管理者は、市長があらかじめ定める基準に従い利用料金の減免を行うことができます。

(7) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本管理業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ教育委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(8) 環境への配慮

さばえE C Oオフィスプランに基づき、省エネルギー・省資源・リサイクルを推進すること。

7 管理業務の範囲および具体的内容

(1) 文化センターの使用の許可およびその他の利用に関する業務

(2) 文化センターの施設および設備の維持管理に関する業務

(3) 芸術文化の振興に寄与する事業

(4) 文化に関する創作、研究、発表会等の活動に対する施設および附属設備の提供

(5) 文化センターの活用促進および調査研究

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

※詳細については、別紙「鯖江市文化センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、指定期間内であっても教育委員会が管理を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部を停止することがあります。

9 利用料金に関する事項

本管理業務では利用料金制を採ることとし、利用料金は、指定管理者の収入として、施設の維持管理費および運営費に充当することとします。

利用料金は、条例で定める額（別紙2）の範囲内において、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとします。

10 施設管理職員の確保

公共の開館施設の管理という特殊性に配慮し、施設管理職員の配慮に当たっては、施設管理、接遇、事務処理に習熟した人員の確保、配置に配慮してください。

11 管理業務に要する経費

(1) 経費に関する協議等

毎年度の予算の範囲内で、施設の管理に必要な経費（指定管理者の交代に伴う引継ぎに係る費用を含む。）を指定管理料として指定管理者に支払います。金額は、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画額を踏まえ、年度協定で定めます。ただし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につながらないよう留意すること。）や利用率の向上などによる収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、原則としてその額を減額しないものとします。

なお、当初に指定管理者から提出された収支計画書が妥当であるにもかかわらず、光熱・燃料費の急激な変動等により、経費の増減があった場合は、市と指定管理者とで協議のうえ、指定管理料を増減できるものとします。

(2) 人件費の賃金スライド制度導入について

近年の連続的な賃金上昇に対応するため、指定管理初年度に指定管理者の希望により賃金スライド制度を導入することができる。賃金スライド制度は、次の計算式にて計算した金額を上限として、指定管理料に追加するもので、令和8、9年度の2年間、試験的に実施する。

令和8年度に追加する指定管理料

＝（令和7年度に福井県人事委員会が公表した官民較差）×（令和7年度の人件費見込額）

令和9年度に追加する指定管理料

＝（令和8年度に福井県人事委員会が公表した官民較差）×（令和8年度の人件費見込額）

ただし、官民較差がマイナスとなった時は、原則、指定管理料の減額を行うことができるものとする。

なお、スライド額が職員の給与に反映されていないことが判明した場合、スライド額の返還を求める。

令和10年度以降については、社会情勢を踏まえたうえで判断します。

(3) 指定管理料の5年間の上限額

指定管理料は、312,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）（平均年額62,500,000円）以内とします。なお、5年間の上限額を超える提案があった場合は失格となります。ただし、5年間の上限額の範囲内であれば、平均年額を超える額の提案は認められます。

※ 過去の実績等の詳細は、（資料1）「鯖江市文化センター運営状況」のとおりです。

(4) 本管理業務については、単独で経理してください。

12 指定管理者の指定および協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、議会の議決が必要なため、選定した候補法人等を令和7年1月2月定例会へ上程し、議決を経て指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

教育委員会と指定管理者は、文化センターの管理に関して、指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

① 基本協定の内容

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金の収受に関する事項
- ウ 教育委員会が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって、保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク その他

② 年度協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に教育委員会が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

1 3 リスク分担に関する事項

リスクの管理、責任分担の詳細については別途協定書で定めませんが、基本的内容はリスク分担表（別紙1）のとおりです。

1 4 その他必要な事項

- (1) 施設の管理運営に要する物品のうち、別記1「鯖江市文化センター備品一覧」（以下「備品一覧」という。）、別記2「鯖江市文化センター舞台備品一覧」（以下「舞台備品一覧」という。）に記載の物品を貸与します。備品一覧および舞台備品一覧の物品を管理（修繕も含む。）することになります。なお、指定管理者の責任により滅失し、または毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することになります。この場合、当該備品は、本市に帰属します。
- (2) 備品一覧および舞台備品一覧に記載されている備品の経年劣化等による更新は、本市の承認を得て、市または指定管理者の負担で調達することになります。この場合、当該備品は、本市に帰属します。
- (3) 備品一覧および舞台備品一覧に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの、および事務用品等は、本市の承認を得て、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、管理経費により支出し調達した物品については、本市に帰属します。
- (4) 審査結果の公表
審査結果は、各申請者に文書で通知するとともに、鯖江市公式ホームページで公表します。

1 5 募集要項の添付資料

応募書類様式集

別紙1 リスク分担表

別紙2 鯖江市文化センター使用料金表

別紙3 鯖江市文化センター指定管理者候補募集要項等に対する質問書

別紙4 個人情報取扱特記事項

(資料1) 鯖江市文化センター運営状況

- ・「鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書」・・・(様式第1号)
- ・「鯖江市公の施設事業計画書」・・・・・・・・・・・・(様式第2号)
- ・管理に係る収支計画書・・・・・・・・(様式第3号および様式第4号)
- ・申立書

別添1 鯖江市文化センター指定管理者仕様書

別記1 鯖江市文化センター備品一覧

別記2 鯖江市文化センター舞台備品一覧

16 提出先・問合せ先

郵便番号 916-0024

福井県鯖江市長泉寺町1丁目9番20号

鯖江市教育委員会文化課 (鯖江市まなべの館内)

電話 0778-53-2257 (直通)

F A X 0778-51-8154

メールアドレス E-mail sc-bunka@city.sabae.lg.jp

リスク分担表

リスク項目		リスクの概要	リスク分担	
			甲	乙
共通	作成書類の誤り	市が作成した募集要項等の書類の誤りによるもの	○	
		事業者が作成した書類の誤りによるもの		○
	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保および訓練、研修等の実施その他の準備行為		○
	法令の変更	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更に係るもの	○	
		その他		○
	税制度の変更	本事業に直接影響を及ぼす税制の変更に係るもの（消費税率）	○	
		上記以外の税制の変更に係るもの（法人税等）		○
	労災	運営、維持管理における従業員の労働災害		○
	環境の保全	運営、維持管理における環境の保全		○
	市による支払遅延	市による支払の遅延によるもの	○	
不可抗力	天災、戦争、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象に伴う施設・設備の復旧経費および業務不履行による損害の発生	●	▲	
事業の中止・延期	市の指示、議会の不承認	○		
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
維持管理	金利・物価の変動	金利・物価の変動に伴う経費の増大		○
		著しい金利・物価の変動に伴う経費の増大	●	▲
	維持管理費の上昇	事業者起因する維持管理費の増大		○
	施設損傷	事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷		○
		上記以外の要因に伴う事故・火災による施設の損傷	○	
	物損事故	事業者の責めに帰すべき事故による物損		○
		上記以外の要因による物損	○	
	性能	要求仕様不適合		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への障害		○
	臨時休館による損失	管理上の瑕疵による臨時休館に伴う損失		○
施設の瑕疵による臨時休館に伴う損失		○		
セキュリティ	事業者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○	

リスク項目	リスクの概要	リスク分担		
		甲	乙	
運営	需要リスク	指定管理施設における利用者の減少に伴う収入の減少		○
	利用者からの賠償責任請求	運営上の事故などでもたらされた利用者からの損害賠償		○
	行政による仕様変更要求	運営期間中に政策、制度の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用	○	
	施設、設備の陳腐化	技術革新等に伴う施設、設備の陳腐化	○	
	法令の変更	保有施設、設備に係る法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止	○	
	事故等による保有資産への物的損害	事故など第三者の責めに帰すべき施設、設備等の損害の発生	●	●
		運営上のミスなど民間事業者の責めに帰すべき損害の発生		○
	周辺住民からの賠償責任請求	運営上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合または期間途中で業務を廃止した場合の事業者の撤収費用		○	

甲：教育委員会 乙：指定管理者

負担者：○すべて負担 ●協議により主として負担 ▲協議により従的に負担

(別紙2)

鯖江市文化センター使用料金表

1 基本使用料

種別区分		時間区分	
		自 9:00 至 17:00	自 17:00 至 22:00
単位		1時間	1時間
ホー ル	平 日	円 3,500	円 4,400
	土・日・祝日	4,500	5,200
ホ ワ イ エ		1,400	2,200
楽 屋 (1室)		200	200
練 習 室 (1室)		200	300
楽 屋 事 務 室		200	200
主 催 者 事 務 室		200	200
浴 室		100	100
講 堂		1,800	2,100
展 示 ホ ー ル		800	900
研 修 室		300	400
実 習 室		500	600
第 1 和 室		200	300
第 2 和 室		200	200
視 聴 覚 室		700	900
図 書 室		700	900
摘要			
1 ホールを使用する場合において、前日から当日の間に準備、練習のため使用するときは、ホール使用料の30%の額とする。			
2 ホールの使用者がホワイエを使用する場合は、ホワイエの使用料は無料とする。			

2 加算使用料

次の各号に該当する使用料の額は、基本使用料に次の率を乗じて得た額および次の額を加算する。

- (1) 入場料その他これに類するもの（額の異なる2種以上の入場料を徴収する場合は、その最高の額を入場料とみなす。以下本項において「入場料」という。）を徴収し、入場料が1,000円未満の場合 100%
- (2) 入場料を徴収し、入場料が1,000円以上2,000円未満の場合 150%
- (3) 入場料を徴収し、入場料が2,000円以上の場合 200%
- (4) 入場料は徴収しないが、営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合 100%
- (5) 空調設備を使用する場合 20%
- (6) 附属設備（空調設備を除く。）および器具を使用する場合 教育委員会が別に定める額
- (7) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(別紙3)

鯖江市文化センター指定管理者募集要項等に対する質問書

令和 年 月 日

鯖江市教育委員会 殿

団体名称
所在地
代表者氏名

鯖江市文化センター指定管理者募集要項等について次のとおり、質問書を提出します。

記

	該当頁		行		項目番号	
質問事項						
質問内容						
所属・担当						
TEL						
FAX						
E-mail						

※質問は1項目ずつ別葉としてください。

回答	
※ 記入しないこと。	

(別紙4)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、業務に従事する者に対して、在職中および退職後において、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失および毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の管理に関する責任者および作業現場の責任者の設置等の管理体制を整備しなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱場所および保管場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

3 指定管理者は、協定締結の際に、前2項の規定により講じた安全管理措置について、教育委員会に書面にて報告しなければならない。業務着手後に当該安全管理措置の内容を変更したときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の報告の内容が個人情報の適切な管理のために不十分であると認めるときは、指定管理者に対し、その改善を求めることができるものとする。

(目的外利用・提供の制限)

第5条 指定管理者は、教育委員会の指示または承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、業務を処理するために教育委員会から提供された個人情報が記録された資料等を、教育委員会の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(持出の禁止)

第7条 指定管理者は、教育委員会の指示もしくは承諾がある場合または災害発生時その他の緊急かつやむを得ない場合を除き、作業場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

- 2 指定管理者は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、作業場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 指定管理者は、業務における個人情報の取扱いを自ら行うものとし、教育委員会の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

- 2 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により教育委員会の承認を得なければならないものとする。
- 3 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、指定管理者と当該第三者との契約の内容にかかわらず、当該第三者が行う業務に関する全ての行為およびその結果について、教育委員会に対し責任を負うものとする。
- 4 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この協定により指定管理者が教育委員会に対して負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9条 指定管理者は、業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等（原本であるか複写または複製であるかを問わない。）の一切を、業務完了後直ちに教育委員会に返還し、もしくは引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、教育委員会が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、個人情報記録された資料等（紙に印刷されたものおよび電子媒体等に記録されたもの）を廃棄するときは、指定管理者は、当該個人情報をいかなる手段でも復元または判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を教育委員会に提出しなければならない。

(報告および調査)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者が業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の管理状況および業務の履行状況について、指定管理者に対して報告を求め、または作業場所等を随時実地に調査することができる。

(事故発生時等における報告)

第11条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん等本件特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うものとする。

(資料1)

鯖江市文化センター運営状況

(1) 施設利用者数 (単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均(4ヵ年)
文化センター	30,589	54,577	67,678	72,769	56,403

(2) 主な事業 (令和6年度)

月	企画事業 (鑑賞型・参加型・育成型)	貸館事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたと歌う四季の歌 (参加) ・カルネットコンサート (鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラスバンドロア定期演奏会 ・国民共済ミュージカル『あらしの夜に』 ・アンパンマンミュージカル ・丹南地区吹奏楽祭
5	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪桐蔭高等学校吹奏楽部演奏会 (鑑賞) ・カルネットコンサート (鑑賞) ・Novel bright コンサート (鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度鯖江・丹生消防大会 ・令和6年度春季演劇研修会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪フィルフィーハーモニー交響楽団演奏会 (鑑賞) ・カルネットコンサート (鑑賞) ・避難訓練コンサート (参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区一人暮らし高齢者ふれあい公演会 ・ブレーメンの音楽隊 ・ソノーレウインドアンサンブル定期演奏会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・カルネットコンサート (鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東陽中学校音楽祭 ・令和6年度食品衛生講習会 ・令和6年度自主防災組織研修会 ・ボディビル福井県オープン選手権大会 ・福井高校 FUTin 鯖江 ・栗山音楽教室ピアノ発表会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・銀シャリ食堂 (鑑賞) ・カルネットコンサート (鑑賞) ・きかんしゃトーマス (鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鯖江高等学校ハートフルコンサート 2024 ・高市早苗講演会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンステージ 2024 (参加) ・カルネットコンサート (鑑賞) ・渡辺美里コンサート (鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鯖江高等学校学校祭 ・第78回福井県高等学校演劇祭 ・鯖江中学校文化祭 ・東陽中学校吹奏楽部定期演奏会 ・鯖江中学校吹奏楽部校定期演奏会 ・中央中学校定期演奏会

月	企画事業	貸館事業
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーコンサート（参加） ・カルネットコンサート（鑑賞） ・加羽沢美濃&山田姉妹コンサート（鑑賞） ・純烈コンサート（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者講習会 ・S A K Eダンス発表会 ・第 58 回全国漆器大会 ・第 63 回鯖江市文協芸能祭 ・第 59 回鯖江市小中学校連合音楽会 ・あすなろ保育園第 12 回ヴァイオリン演奏会 ・令和 6 年度福井県国語教育研究会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第 40 回さばえ市民音楽祭（参加） ・カルネットコンサート（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・J A年金友の会歌謡ショー ・第 35 回福井県高等学校総合文化祭 日本音楽部門 ・第 7 回ふくいオカリナフェスティバル ・中央中学校入学説明会 ・鯖江中学校入学説明会 ・鯖江中学校進路説明会 ・第 44 回近畿総合文化祭日本音楽部門 ・第 44 回近畿総合文化祭演劇部門 ・第 19 回吟剣詩舞の祭典 ・826aska コンサート ・こしの都歌謡祭
12	<ul style="list-style-type: none"> ・カルネットコンサート（鑑賞） ・アニソンスペシャルコンサート（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成市民会議 ・ふじ保育園ハッピーチルドレンコンサート ・ハーモニーフェスタ 2024 ・ソノーレウインドアンサンブル冬の音楽祭
1	<ul style="list-style-type: none"> ・カルネットコンサート（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年鯖江市はたちのつどい ・鯖江市制 70 周年記念式典
2	<ul style="list-style-type: none"> ・カルネットコンサート（鑑賞） ・さばえ落語フェスティバル 2025（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あおいこども園生活発表会 ・ふるさと鯖江の日記念コンサート ・ロゼアダンススタジオ発表会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・カルネットコンサート（鑑賞） ・yama コンサート（鑑賞） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度社会教育研究会 ・DANCE STUDIO CREW ダンス発表会 ・鯖江中学校卒業式 ・福井工業大学応援団吹奏楽部定期演奏会 ・PROPS ダンス発表会 ・福井高等専門学校卒業式 ・武生高等学校吹奏楽部定期演奏会
通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・吹奏楽クラブ（育成） ・応援プロジェクト（育成） 	

(3) 管理体制および職員の配置状況

平成18年度から、特定非営利法人C o m f o r t さばえを指定管理者に指定し管理・運営を行ってきた。平成21年度に第1回目の更新、平成26年度に第2回目の更新を行い、いずれも特定非営利法人C o m f o r t さばえが指定管理者となっていた。

平成30年度で指定管理委託期間が終了し、平成31年度から令和2年度までの耐震補強工事および施設改修工事期間中は鯖江市直営の管理としていた。

令和3年4月から再び指定管理者制度を導入し、令和7年度末まで特定非営利法人カルチャーネットさばえが指定管理者となっている。

令和7年4月現在の指定管理者事務局職員配置状況

常勤職員（事務局長1名、正職員2名、パート1名）

非常勤職員（理事長1名、理事1名）

(4) 収入および支出に係る決算の状況（過去4年間の指定管理者の決算額）

収入

(単位千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
【指定管理料】	48,827	52,500	55,542	60,775	
【施設運営収入】	5,931	15,639	9,353	11,198	
利用料金収入	4,286	7,155	6,585	8,423	貸館利用料
減免支払分	1,263	1,273	1,876	1,920	
その他	382	7,211	892	855	コピー代等
【企画事業収入】	6,562	18,890	10,523	13,471	
合 計	61,320	87,030	75,418	85,444	

支出

(単位千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
【管理費】	47,986	53,360	58,711	62,820	
人件費	15,331	15,746	15,829	16,229	職員給与・理事報酬
報償費	506	393	419	363	社労士・税理士等
旅費	187	208	172	170	
消耗品費	892	817	555	671	
印刷製本費	489	348	210	341	
光熱水費	8,951	11,905	18,121	21,095	
修繕費	844	542	333	426	
通信運搬費	367	434	316	327	
手数料	170	223	247	195	
保険料	198	253	228	242	
委託料	19,051	20,706	20,138	20,715	清掃・点検・保守等
使用料・賃借料	184	200	150	150	コピー機等
備品購入費	623	676	267	131	
その他	92	163	121	87	除雪費、諸会費等
公租公課	101	746	1,605	1,678	消費税・法人税
【企画事業経費】	11,212	26,366	18,600	23,373	
鑑賞型事業	9,992	24,925	17,494	21,500	
参加・育成型事業	880	1,056	733	1,510	
広報事業	340	385	373	363	広報誌、HP運営
合 計	59,198	79,726	77,311	86,193	

様式第 1 号

鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

鯖江市教育委員会 殿

所在地
申請者 名称
代表者名 ⑩

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。
なお、この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約
します。

指定を受けたい施設名	
------------	--

添付書類

- 1 鯖江市公の施設事業計画書（様式第 2 号）
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況等を説明する書類
- 4 その他関係書類

(表)

鯖江市公の施設事業計画書			
		申込年月日	年 月 日
施設名			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
主たる業務内容			
従業員数（総人員）			
事業計画（別紙可）			
管理運営を行うに当たっての方針			
施設の現状に対する考え方および将来展望			
施設の管理			
1 職員の配置および採用について			
2 経理について			

(裏)

施設の運営	
1 年間の事業計画について	
2 利用者等の要望の把握について	
3 地域との連携について	
4 サービスを向上させるための方策について	
5 利用者とのトラブルの未然防止と対処方法について	
6 内部管理および内部監査体制の徹底に関する具体策について	
7 事業運営に関する公正性確保の具体策について	
個人情報保護の措置	
緊急時対策	
1 防犯および防災の対応について	
2 その他緊急時の対応について	
団体の理念	
1 団体の経営方針等について	
2 その他	
その他特記すべき事項があれば記入してください。	

様式第3号

鯖江市文化センター収支計画書（5年間）

収入

（単位：千円）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
施設運営収入(A)							
利用料金収入							
その他							
企画事業収入(B)							
①合計(A+B)							

支出

（単位：千円）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
管理運営費用(C)							
人件費							
報償費							
旅費							
消耗品費							
印刷製本費							
光熱水費							
修繕費							
通信運搬費							
手数料							
保険料							
委託料							
使用料・賃借料							
備品購入費							
その他							
企画事業経費(D)							
その他(E)							
公租公課							
②合計(C+D+E)							

指定管理料

（単位：千円）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
差引 ②-①							

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。

鯖江市文化センター収支計画書（令和 年度）

収入

（単位：千円）

項目	内容	備考
施設運営収入		
	利用料金収入	
	その他	
企画事業収入		
合 計		

支出

（単位：千円）

項目	内容	備考
管理運営費用		
	人件費	
	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕費	
	通信運搬費	
	手数料	
	保険料	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	備品購入費	
	その他	
企画事業経費		
その他		
	公租公課	
合 計		

※ 年間の収支を記入してください。

※ 消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。

申 立 書

鯖江市教育委員会 殿

所在地

申立者 団体名称

代表者職・氏名

㊞

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当団体は、下記の指定管理者の申請に係る欠格事項のいずれにも該当しません。

(欠格事項)

団体またはその代表者が次の者に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で(破産手続き開始の決定を受けて)復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 本市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、取消しの日から1年を経過しない者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税を滞納している者
- ⑦ 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う、または行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。）
- ⑧ 不正の利益を図る等の目的により、暴力団または暴力団関係者を使用した者
- ⑨ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団関係者に対し、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えた者
- ⑩ 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者
- ⑪ その他施設の管理運営を行うにふさわしくない者